

新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州歯科大学の行動指針（BCP）

この行動指針は、全学共通を原則としますが、感染状況に応じて部局ごとに判断することもあります。
この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

令和2年6月17日
(改定) 令和2年8月13日
(改定) 令和3年1月14日

レベル・基準		授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	研究活動	教員の出張・兼業	業務体制	附属病院診療活動・トリアージ	会議（研修、説明会）	
0	通常	COVID19が収束している状況 (ワクチン、有効な治療薬の使用が可能になる)	通常授業実施	通常活動実施	通常活動	通常活動	通常体制	通常診療活動	通常実施
1	要注意 制限 (小)	在勤地域に感染者が発生しているが、感染の範囲が限定的と判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●教授会の判断のもと、講義は対面授業とオンライン授業のハイブリッド授業を構築し、シラバスに準じて実施する。 ●語学系講義等、演習、実習に関しては感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ●学内学修スペースの利用は可能とする。 ●臨床実習は感染防止対策を講じた上で通常通り実施する。 ●学外実習は感染防止策を講じた上で実施するが、実施の可否の判断は実習先と協議の上決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止に最大限配慮し、事前に確認した活動のみ許可する。 ●学内の感染防止対策が実施できる施設の利用は許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3密防止等、感染拡大に最大限配慮して研究活動を行うこととし、可能な限り現場での滞在時間を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止を最大限配慮した上で出張は許可する。 ●感染防止を最大限配慮した上で兼業は許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口等における感染防止措置を講じる。 ●時差出勤措置を講じる（以上レベル2以上も同様） 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常診療 ●診療科で感染の疑いがある患者のスクリーニング実施 ●外来トリアージ室の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●対面会議は感染拡大防止措置を講じた上で行うこととする。 ●テレビ会議やメール 等による書面審議を推奨する。
2	要注意 制限 (中)	下記の条件を踏まえて総合的に判断 ①福岡コロナ警報（下記注参照）などが発出され、知事などから緊急事態宣言対象地域等への移動自粛要請があった場合 ②学内（教職員、学生、附属病院患者）で感染者が発生したが、感染拡大は起きてなく、またその可能性が低い場合	<ul style="list-style-type: none"> ●教授会の判断のもと、講義は対面授業とオンライン授業のハイブリッド授業を構築し、シラバスに準じて実施する。 ●語学系講義等、演習、実習に関しては感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ●学内学修スペースの利用は可能とするが、学内感染者の状況によっては利用禁止とする。 ●臨床実習は感染拡大防止措置を講じた上で通常通り実施するが一部診療科によっては代替授業を取り入れて実施する。 ●学外実習は感染防止策を講じた上で実施するが、実施の可否の判断は実習先と協議の上決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染防止に最大限配慮し、事前に確認した活動のみ許可する。 ●学内の感染防止対策が実施できる施設の利用は許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染者が発生した研究分野については、現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみの立ち入りを許可する。 ●その他の部局については、レベル1と同対応とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●知事等から緊急事態宣言対象地域等への移動自粛要請があった場合、同地域への出張、及び同地域での兼業は自粛する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染者が発生した部局については、3密防止のため執務室を分散する。 ●その他の部局については、レベル1と同対応とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常診療 ●病院エントランスにて感染の疑いがある患者のスクリーニング実施 ●外来トリアージ室の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●対面会議は感染拡大防止措置を講じた上で行うこととする。 ●テレビ会議やメール 等による書面審議を強く推奨する。
3	要警戒 制限 (中)	下記の条件を踏まえて総合的に判断 ①知事などから平日の自宅待機や県を超えての移動自粛要請などの行動規範に関する要請があった場合 ②在勤地域が、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、緊急事態宣言を行い、福岡県を緊急事態措置を実施すべき区域と指定した場合 ③学内で感染者が持続的に発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ●講義はオンライン授業を中心に実施する。 ●演習、実習に関しては感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。 ●学内感染者の状況によっては、演習、実習に関してもオンライン授業に変更する。 ●学内学修スペースの利用は許可を得た学生のみ利用は可能とするが、学内感染者の状況によっては全面的に利用禁止とする。 ●臨床実習は感染防止対策を講じた上で縮小して実施する。 ●学内感染者の状況によっては、臨床実習は中止し、オンライン等を使った代替授業に変更する。 ●学外実習は全て中止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学内施設の利用を含めて活動は全面禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限度の研究室関係者のみの立ち入りを学長が許可する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、県外への出張は禁止し、県内への出張も可能な限り自粛する。 ●原則、兼業は禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●3密防止のため執務室を分散する。（レベル4以上も同様） ●緊急事態宣言等に基づく在宅勤務要請などを勘案して、学長は在宅勤務を推奨する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、通常診療とするが、歯科医学的に見て待つことのできる症例の予約調整 ●病院エントランスにて感染の疑いがある患者のスクリーニング実施 ●外来トリアージ室の運用 ●附属病院内でクラスターが発生した場合、一部診療区域を閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、対面会議は禁止する。 ●原則、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。
4	高度警戒 制限 (大)	下記の条件を踏まえて総合的に判断 ①福岡県が緊急事態宣言対象地域として継続して指定されている場合 ②在勤地域において感染拡大傾向ならびに感染経路不明者の割合が急増している場合	<ul style="list-style-type: none"> ●オンライン授業のみで実施する。 ●学内学修スペースの利用は原則禁止とする。 ●臨床実習は中止し、オンラインの代替授業のみ実施する。 ●学外実習は全て中止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学内施設の利用を含めて活動は全面禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の研究スタッフのみ研究室への立ち入りを学長が許可する。ただし、可能な限り交代制とする。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、あるいは長期間にわたって継続している 実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ * 研究スタッフとは：教員、研究補助員、大学院生をいう。以下同じ。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、出張は禁止する。 ●原則、兼業は禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態宣言等に基づく在宅勤務要請などを勘案して、学長は在宅勤務（割合）の実施を決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急性のある症例に限定 ●歯科の二次医療機関としての機能維持 ●病院エントランスにて感染の疑いがある患者のスクリーニング実施 ●外来トリアージ室の運用 ●附属病院内でクラスターが拡大した場合、病院活動を停止 	<ul style="list-style-type: none"> ●対面会議は禁止する。 ●原則、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。
5	緊急事態 活動停止	下記の条件を踏まえて総合的に判断 ①県知事による大学への休業要請がなされた場合 ②学内で大規模クラスターが発生した場合など、大学、病院を閉鎖せざるを得ない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●休校措置（理事長・学長判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ●学内施設の利用を含めて活動は全面禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究機能を最低限維持するため、学長の許可の下、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持 あるいはサーバー維持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りが可能。ただし、原則交代制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全面禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ●原則、大学施設の維持管理要員のみ出勤とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●附属病院閉鎖措置(理事長・学長判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対面会議は禁止する。 ●原則、テレビ会議又はメール等による書面審議により実施する。

(注) 福岡コロナ警報とは：福岡県が医療提供体制がひっ迫する恐れがあると認められた場合に医療提供体制整備を要請するとともに、県民などへ外出自粛や協業要請などの措置について検討する段階を言う。